

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

問合せ先 03 - 5803 - 1823

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金							
根拠規定等	文京区保育所等における児童の安全対策強化事業交付要綱							
創設年月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終了予定年月
見直し年月	令和	3	年	9	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	
見直しの内容	都補助事業終了に伴う補助基準額の変更							
予算科目	款	項		目		大事業	中事業	
	5 民生費	4 児童福祉費		1 保育園費		17 児童の安全対策強化事業	1 児童の安全対策強化事業	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	保育所等における児童の安全対策の強化を実施し、安全かつ安心な保育環境の確保を図ることによって、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	区内の私立認可保育所等が安全対策強化機器を導入し、午睡時のSIDS予防強化によって、児童の福祉の向上を図った場合に、その費用の一部を補助する。						
補助対象経費の内容	区内認可保育所等が「睡眠中に無呼吸となった場合にアラームが鳴る機器、一定時間うつぶせ寝をしている児童を感知するセンサーが内蔵の機器、仰向け寝姿勢を保つベビーチェア等」の午睡時に使用する機器を導入する際、費用の一部を補助する。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所等（以下「認可保育所等」という。）						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率（補助率 3/4(上限あり)） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 対象施設1か所当たり上限500,000円 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 都・国補助要綱による						
公募の状況	対象事業者への直接連絡により周知						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他（事業実施に要した金額がわかる資料）						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区 1/4	国 1/2	都	補助対象者 1/4
	上乗せの内容・理由		50万まで、国1/2、区4/1				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	15	17	2	17
決算(予算)額	10,663	12,795	1,227	9,875
国庫支出金	2,520	3,798	500	4,250
都支出金	8,143	8,997	238	0
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	489	3,875
交付実績の特記事項	令和3年度都事業が終了			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	補助金の交付により安全かつ安心な保育環境の確保に寄与している。
課題	令和2年度より都要綱の改正により補助対象が当年度4月2日から翌年4月1日開設園(以下、「新規園」という。)に限定されることに伴い、実績が減少した。 令和3年度には都事業が終了したことに伴い、補助事業開始当初と比べ、既存園及び新規園問わず補助額が減少した。このように、国補助及び都補助を基に事業を実施しているため、改正及び廃止の影響を受けやすい。
今後の方向性	国補助及び都補助の内容を鑑み、適正な補助となるよう必要に応じて見直しを行う。